

令和6年2月19日

厚生保健委員会

健康福祉部 障害保健福祉課

第4次浜松市障がい者計画の策定について（修正案）

令和5年11月7日の厚生保健委員会において報告しました「第4次浜松市障がい者計画（素案）」の策定について、パブリック・コメントを実施し、浜松市障害者施策推進協議会、浜松市障がい者自立支援協議会における審議を経て、別紙のとおり修正案を作成しましたので、ご報告いたします。

1 パブリック・コメント制度に基づく意見募集結果

（1）案の公表及び意見募集期間

令和5年11月15日（水）から令和5年12月14日（木）まで

（2）意見提出者数

14人・29団体

（3）意見数

210件（提案25件、要望107件、質問26件、その他52件）

（4）案に対する反映度

案の修正27件、今後の参考76件、盛り込み済35件、その他72件

（5）市の考え方

P（3）～P（85）のとおり

（6）市の考え方の公表時期

令和6年2月19日（月）

（7）意見募集結果の公表先

障害保健福祉課、福祉事業所社会福祉課、障害者更生相談所、健康増進課、精神保健福祉センター、子育て支援課、児童相談所、教育委員会指導課、区役所・区振興課、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、市政情報室（市役所北館2階）、市民協働センター、中央図書館、本館1階PRコーナーにて配布。
浜松市ホームページに掲載。

2 計画修正案

P（87）～P（280）のとおり

3 計画の施行

令和6年4月（計画期間：令和6年度～令和11年度）

第4次浜松市障がい者計画（案）に対するパブリック・コメント

主な意見と市の考え方

●差別の解消・権利擁護の推進に関する意見（P（22） 提案5）

【意見】重点施策「1 差別の解消・権利擁護の推進」の基本方針について、合理的配慮だけが注視される懸念があるため「環境の整備」を記載するよう求める意見。

【市の考え方】障害者差別解消の周知啓発の取り組みについて、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供義務に加え「環境の整備」を追加し、以下のとおり修正した。

（修正前）障害者差別解消法に定める不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について、周知や啓発を進めます。

（修正後）障害者差別解消法に定める不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供義務、環境の整備について、周知や啓発を進めます。

●地域における防災対策の推進に関する意見（P（27） 要望18）

【意見】県外からの災害支援団体、ボランティア協会や災害時福祉支援チームとの連携についての記載を求める意見

【市の考え方】災害派遣福祉チームとの連携を追加し、以下のとおり修正した。

（修正前）平時から災害に備えた仕組みづくりと市民・地域・市の連携による支援体制の整備・充実に努めます。

（修正後）平時から災害に備えた仕組みづくりと市民・地域・市・災害派遣福祉チームなどの連携による支援体制の整備・充実に努めます。

●障害児支援の提供体制に関する意見（P（70） 要望87）

【意見】児童発達支援センターと障害児療育支援事業の役割と取り組みの記載を求める意見

【市の考え方】障害児通所支援事業の実施と発達医療総合福祉センターの運営の取り組み内容に、以下のとおり追加した。

（修正後）「障害児通所支援事業の実施」：障がい児の地域生活を支援するため、必要な障害児通所支援等に係る給付を行います。また、地域全体で障がい児に提供する支援の質を高め、障がい児支援体制の強化を図るため、児童発達支援センターは地域の中核的役割を担う機関として、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家庭支援機能やスーパーバイズ機能などを担います。

「発達医療総合福祉センターの運営」：療育センターにおいて、地域の中核的な療育支援施設として専門的な療育を行うとともに、保育所や幼稚園等の支援、相談支援等を総合的に行います。また、在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がいのあるこどもの通う保育所等への療育指導・相談等を行う障害児等療育支援事業を実施します。

●障害福祉サービス等の見込量に関する意見（P（72） 要望90）

【意見】障害福祉サービス等の過去の実績値の欄に、過去の計画値の記載を求める意見

【市の考え方】障害福祉サービス等の実績値の欄に過去の計画値を記載し、修正した。

第4次浜松市障がい者計画(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和5年11月15日から12月14日にかけて実施しました「第4次浜松市障がい者計画(案)」に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民14人、29団体から210件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「第4次浜松市障がい者計画」を策定し、令和6年4月からの実施を予定しています。今後とも、障害福祉施策に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) にも掲載しております。

令和6年2月

浜松市健康福祉部障害保健福祉課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

TEL 053-457-2034

FAX 053-457-2630

Eメールアドレス

syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和5年11月15日から令和5年12月14日
【意見提出者数】	14人・29団体
【意見数内訳】	210件 (提案 25件、要望 107件、質問 26件、 その他 52件)
【提出方法】	持参 (26) 電子メール (142) F A X (10) 説明会等 (32)
【案に対する反映度】	案の修正 27件 今後の参考 76件 盛り込み済 35件 その他 72件

目次

第1部 障がい者計画	
第1章 計画の概要	5ページ
1 計画策定の趣旨 (意見数 2件)	
2 計画の位置付け (意見数 2件)	
3 計画の対象 (意見数 0件)	
4 計画の期間 (意見数 1件)	
5 計画の推進体制 (意見数 5件)	
第2章 現状と課題	10ページ
1 浜松市のこれまでの取り組みと課題 (意見数 5件)	
2 障がい福祉施策を取り巻く状況 (意見数 4件)	
第3章 計画の基本理念等	14ページ
1 基本理念 (意見数 1件)	
2 基本目標 (意見数 4件)	
3 計画の体系 (意見数 1件)	
第4章 重点施策 (意見数 2件)	17ページ
1 差別の解消・権利擁護の推進 (意見数 7件)	
2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実 (意見数 7件)	
3 地域生活への移行に向けた体制整備 (意見数 0件)	
4 地域における防災対策の推進 (意見数 11件)	
5 関係機関と連携したこどもと家庭に対する支援体制の強化 (意見数 4件)	

第5章 分野別施策（意見数 3件）	29 ページ
1 理解促進	30 ページ
(1) 障がいに対する理解促進（意見数 4件）	
(2) 人材育成と活動支援（意見数 3件）	
(3) 差別の解消（意見数 0件）	
2 生活支援（意見数 4件）	32 ページ
(1) 権利擁護の推進（意見数 4件）	
(2) 相談支援体制の充実（意見数 7件）	
(3) 地域生活への移行の促進（意見数 0件）	
(4) 地域生活支援の充実（意見数 11件）	
(5) 経済的な支援（意見数 4件）	
3 保健・医療	39 ページ
(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実（意見数 7件）	
(2) 精神保健福祉の推進（意見数 2件）	
4 生活環境	41 ページ
(1) 福祉のまちづくりの推進（意見数 3件）	
(2) 防災対策の推進（意見数 3件）	
5 療育・教育（意見数 3件）	43 ページ
(1) 早期発見・早期療育の推進（意見数 4件）	
(2) 発達支援教育の推進（意見数 10件）	
(3) 放課後等の支援の充実（意見数 6件）	
(4) 卒業後の自立に向けた支援（意見数 6件）	
6 雇用・就労（意見数 2件）	53 ページ
(1) 就労支援と雇用促進（意見数 3件）	
(2) 就労支援施設等に対する支援（意見数 2件）	
7 情報・コミュニケーション	56 ページ
(1) 情報提供の充実（意見数 3件）	
(2) コミュニケーション保障の推進（意見数 1件）	
8 社会参加（意見数 2件）	57 ページ
(1) 外出支援（意見数 0件）	
(2) 地域活動への参加の促進（意見数 0件）	
(3) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実（意見数 2件）	

第2部 第7期障がい福祉実施計画 第3期障がい児福祉実施計画

第1章 計画の概要	59 ページ
1 計画策定の目的（意見数 0件）	
2 計画の位置づけ（意見数 0件）	
3 計画期間（意見数 0件）	

4	計画で定める項目（意見数 0件）	
5	計画の基本理念（意見数 0件）	
6	計画の推進体制（意見数 1件）	
7	第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況（意見数 3件）	
第2章	令和8年度の成果目標	62 ページ
1	施設入所者の地域生活への移行（意見数 9件）	62 ページ
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	64 ページ
3	地域生活支援の充実（意見数 0件）	64 ページ
4	福祉施設から一般就労への移行等（意見数 2件）	65 ページ
5	障害児支援の提供体制の整備等（意見数 3件）	66 ページ
6	相談支援体制の充実・強化等（意見数 0件）	67 ページ
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築（意見数 2件）	67 ページ
第3章	福祉サービスの見込量	69 ページ
	《第7期障がい福祉実施計画》	
1	障害福祉サービス（意見数 3件）	69 ページ
	（1）訪問系サービス（意見数 3件）	
	（2）日中活動系サービス（意見数 2件）	
	（3）居住系サービス（意見数 1件）	
	（4）相談支援（意見数 2件）	
2	地域生活支援事業	73 ページ
	（1）必須事業（意見数 3件）	
	（2）任意事業（意見数 3件）	
	《第3期障がい児福祉実施計画》	
1	児童福祉法に規定するサービス（意見数 1件）	76 ページ
	（1）障害児通所支援（意見数 4件）	
	（2）障害児入所支援（意見数 0件）	
	（3）障害児相談支援（意見数 0件）	
資料編		78 ページ
1	障がいのある人の状況（意見数 0件）	78 ページ
2	障害福祉サービス等支給決定者の状況（意見数 0件）	78 ページ
3	施設・事業所の状況（意見数 1件）	78 ページ
4	策定経過（意見数 0件）	78 ページ
5	協議会等構成員（意見数 1件）	78 ページ
6	障がい福祉に関するアンケート調査（意見数 0件）	79 ページ

7	障害福祉サービス事業所調査（意見数 0件）	79 ページ
8	パブリック・コメント（意見数 0件）	79 ページ
9	用語集（意見数 0件）	79 ページ
	その他（意見数 11件）	80 ページ

第1部 障がい者計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨（意見数 2件）

提案 1	<p>「基本目標は、第3次浜松市障がい者計画の4つの目標を承継します。」と記載されています。</p> <p>基本目標の説明の下に、これら4つの目標を具体的に列挙していただく、内容が明確になり、理解が容易になるのではないのでしょうか。</p> <p>基本目標1 地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進</p> <p>基本目標2 自己決定と自己選択の尊重</p> <p>基本目標3 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の更なる充実</p> <p>基本目標4 ともに支え、ともに暮らす地域でつながる“輪”づくり (計画案5ページ)</p>
-----------------------	---

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、策定方針の下に基本目標を追加します。

《修正内容》計画案5ページ 策定方針（修正後計画案5ページ）

（修正前）

掲載なし

（修正後）

基本目標
1 地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進
2 自己決定と自己選択の尊重
3 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の更なる充実
4 ともに支え、ともに暮らす地域でつながる”輪”づくり

提案 2	<p>障がいのある人の生活実態や障害福祉サービスの利用状況、今後の意向に関するアンケート調査について、アンケート調査の詳細を資料があるとどういった意見があったのか確認できます。量が多いのであれば、ホームページのURL等の掲載をお願いします。</p> <p>(計画案5ページ)</p>
-----------------------	---

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、計画案に追加します。

《修正内容》計画案 172 ページ （修正後計画案 177 ページ）

（修正前）

掲載なし

（修正後）

アンケートの結果は、市ホームページで閲覧することができます。

市ホームページの検索バナーに「浜松市障がい福祉に関するアンケート調査報告書」を入力して、検索することができます。

2 計画の位置付け（意見数 2件）

要望 1	地域福祉計画が上位計画となるのか、健康福祉部での計画の位置付けを明確にしてほしい。 (計画案 6 ページ)
---------	--

【市の考え方】盛り込み済

「2 計画の位置付け」のとおり、地域福祉計画は障害者計画の上位計画となります。

その他 1	地域福祉計画では「地域共生社会」の言葉が使用されているのに、障がい者計画ではでてこない。 (計画案 6 ページ)
----------	---

【市の考え方】その他

地域福祉計画の「地域共生社会」は、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会」と定義しております。

本計画では「共生社会」を「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」と定義しており、区別しております。

3 計画の対象（意見数 0件）

4 計画の期間（意見数 1件）

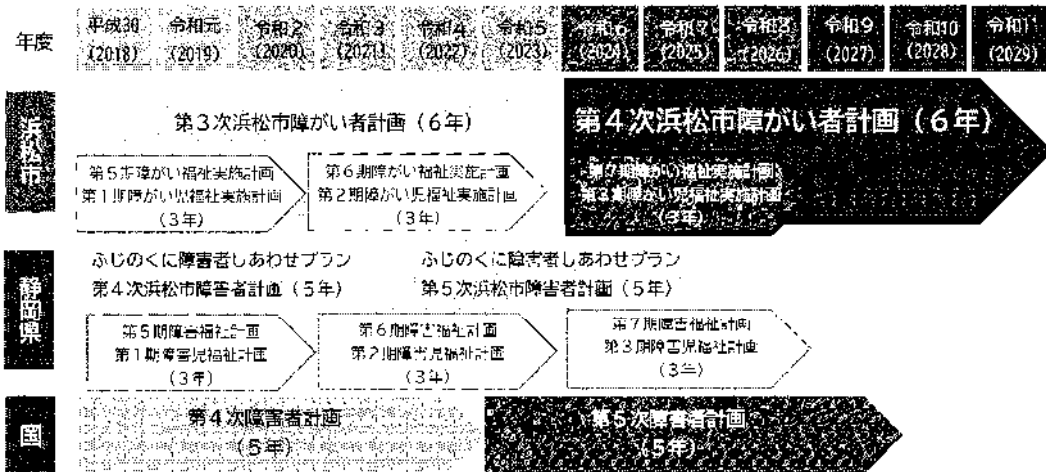
質問 1	第4次浜松市障がい者計画の策定にあたり、「障がい福祉実施計画」と「障がい児福祉実施計画」を加えて一体的に策定するとしているが、終期が違う3つの計画は今後どのように策定するのか。 (計画案7ページ)
---------	---

【市の考え方】案の修正

第7期障がい福祉実施計画と第3期障がい児福祉実施計画は計画期間が3年であるため、計画最終年度の令和8年度に次期計画を策定し、第4次浜松市障がい者計画の一部として計画を推進します。

また、以下のとおり、計画案を修正します。

《修正内容》計画案7ページ 4計画の期間（修正後計画案7ページ）
(修正前)



(修正後)



5 計画の推進体制（意見数 5件）

その他 2	障がい者自立支援協議会（当事者部会）がP D C Aサイクルの検証確認に参画できていません。 （計画案8ページ）
------------------	---

【市の考え方】その他

「5 計画の推進体制」のとおり、浜松市障がい者自立支援協議会（当事者部会）にて事業の実績について報告し、意見をいただいております。

要望 2	計画の対象として「発達障がい」もこの計画の対象と記載があります。対象となるのであれば、計画の推進体制の図の真ん中の点線の枠内に『発達障害者支援地域協議会』も含まれ、計画の提言・施策・評価を求める必要があると考えます。 （計画案8ページ）
-----------------	---

【市の考え方】その他

計画の推進体制は、障害者基本法に基づき、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査、審議し、施策の実施状況を監視するために設置する浜松市障害者施策推進協議会及び当事者等、障がい者関係団体からの意見を反映させるために浜松市障がい者自立支援協議会にて、計画の評価、施策に対する提言を行う体制としております。

なお、発達障害に関する内容も含まれております。

要望 3	計画の推進体制に沿い、P D C Aサイクルの見える化と必要に応じて関係団体との協議、実態把握のための調査や検証をお願いします。 （計画案8ページ）
-----------------	---

【市の考え方】今後の参考

「5 計画の推進体制」のとおり、P D C Aサイクルに基づいて、浜松市障害者施策推進協議会や浜松市障がい者自立支援協議会などで協議を行っております。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

その他 3	障がい者自立支援協議会と障害者施策推進協議会が連携するため、障がい者自立支援協議会から障害者施策推進協議会に参加する方がいなければいけないのではないのでしょうか。障がい者自立支援協議会の全体会も限られたところで運営されているように思います。
------------------	--

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

その 他 4	本節では、「障害者施策推進協議会」「障がい者自立支援協議会」、計画の実施主体である浜松市が相互に連携して施策を進める旨が記載されていますが、以降のページで実施主体が各事業所単位なのか、浜松市なのかといった点が省略されており、不明瞭な箇所が散見されます。実施主体がどこにあるのかを明確に記述をお願いしたいです。 (計画案8ページ)
-----------------------	---

【市の考え方】その他

各施策の実施主体は浜松市です。

第2章 現状と課題

1 浜松市のこれまでの取り組みと課題（意見数 5件）

要望 4	同プランのまとめ方で、前回の反省があつて今後の新しいプランを策定していくと思うのですが、前計画の事業達成度合いや結果から出た未達成な事業など課題を整理していただければと思います。
-----------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

第2章現状と課題及び第5章分野別施策において、現状と課題を検証し、【取り組みの方向性】を検討しております。また、第2部の実施計画においても、前計画の実績に対する課題等を検証したうえで、目標と見込を設定しております。

(1) これまでの取り組み

(2) 今後に向けた課題

要望 5	今後に向けた課題として、「子育てや教育、労働、医療、高齢者福祉等の関係機関と連携した切れ目のない支援が必要です」に「地域」を追加し、「子育てや教育、地域、労働、医療、高齢者福祉等の関係機関と連携した切れ目のない支援が必要です」に修正してください。 (計画案 11 ページ)
-----------------------	---

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、計画案を修正します。

《修正内容》計画案 11 ページ （修正後計画案 11 ページ）

(修正前)

また、ライフステージに応じて、療育・教育の充実、就労支援、社会参加機会の拡充等、子育てや教育、労働、医療、高齢者福祉等の関係機関と連携した切れ目のない支援が必要です。

(修正後)

また、ライフステージに応じて、療育・教育の充実、就労支援、社会参加機会の拡充等、子育てや教育、労働、医療、高齢者福祉等の関係機関や地域と連携した切れ目のない支援が必要です。

<p>その他5</p>	<p>(1) これまでの取り組みは6行に凝縮されているが、「4つの基本目標」と「5つの重点課題」についてだけでも、市としての評価(ふり返し)を示してほしいと感じた。例えば、重点課題に「相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実」という項目があるが、ちょうど平成30年度から基幹相談支援センターを市内の5法人による共同企業体に委託して運営されてきた。他市と比べても極めて珍しい取り組みとなったと思っているが、そのことへの評価を正式にお聞きする機会はなかったように思う。 (計画案11ページ)</p>
<p>その他6</p>	<p>第3次浜松市障がい者計画をもとに、(1) これまでの取り組みと(2) 今後に向けた課題が挙げられています。 浜松市特有の取り組みや課題が明記されておらず、地域性が反映されていません。地域性についても言及をお願いしたいです。 取り組みと課題の間に現状の評価があると、今までの計画とのつながりをより感じられると思います。</p>

【市の考え方】 その他

「1 浜松市のこれまでの取り組みと課題」は、前計画期間の主要な取り組み内容等を記載しております。個別の施策については、各分野別施策の「現状と課題」や「取り組みの方向性」で記載しております。

<p>その他7</p>	<p>(2) 今後に向けた課題として、障がい者福祉を取り巻く一般的な動向・課題が挙げられているが、浜松市においては、放課後等デイサービス事業所等において、不正行為の発覚などの社会的問題が報じられた、事後の対応について処分内容を公表するのみならず、これらの社会的問題が生み出される背景、社会環境の分析、事業者を取り巻く運営上の課題、利用者支援の現場での困難な状況についての市としての評価が示されるべきではないかと感じた。指定事業所全体に対して、法遵守を徹底するようという細かな指導と違反した場合の処分についての警告がなされたが、これらは、実際には従事者にとって大きなストレスになり、利用者へ対するより良い支援へのモチベーションの低下を招いていると感じている。 (計画案11ページ)</p>
-------------	---

【市の考え方】 その他

放課後等デイサービス事業所等に対して、法令遵守の徹底について周知を行いました。不正請求等があった場合には、指定取消処分を行っております。

多くの事業所は法令遵守しているものと認識しておりますが、一部の事業者による不正行為により制度の信用が揺らいでおります。法令遵守、サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図るため、今後も実地指導等を行うとともに、不正事案等には厳正に対処してまいります。

2 障がい福祉施策を取り巻く状況

(1) 国の障害者基本計画の策定（意見数 0件）

(2) 近年の関連法令の動向（意見数 4件）

要望 6	各関連法令について、PDCAサイクルを示してほしい。また、①障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、②読書バリアフリー法の成立について、具体的に拠点を創り、事業所やNPO法人等とイベントを開催するなどを明記してほしい。 (計画案 12 ページ)
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考

関連法令に関するPDCAサイクルは、国が所管する内容であり、本計画では記載しておりません。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

その他 8	社会福祉法の改正により、重層的支援体制を推進するのであれば、現行実践していることを明記してください。 (計画案 13 ページ)
------------------	--

【市の考え方】 その他

障がい者基幹相談支援センターや障がい者相談支援センターの運営、コミュニティソーシャルワーカー配置事業などを実施しております。

要望 7	医療的ケア児等支援法の成立について、医療的ケア児等の用語解説を追加し、難病・重症心身も入ることも追記してもらいたいです。 (計画案 13 ページ)
-----------------	--

【市の考え方】 案の修正

医療的ケア児等は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の医療的ケア児及びその家族を指しております。また、医療的ケア児には医療的ケアが必要な難病・重症心身障害児も含まれます。

なお、医療的ケア児について、以下のとおり、用語解説を追加します。

《修正内容》 計画案 13 ページ （修正後計画案 11 ページ ）

（修正前）

掲載なし

（修正後）

「医療的ケア児」に脚注を追加

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童をいう。（医療的ケア児には医療的ケアが必要な難病・重症心身障害児も含まれます。）

その他 9	<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立について、全ての障がいのある人が、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要と記載があるが、その観点からも現在浜松市では「障がい者計画」などダイジェスト版などは、フリガナがついているが、今後、正式版の「浜松市障がい者計画」にも、フリガナが必要ではないでしょうか。障がいのある当事者の方が、障がい者計画をより深く理解することで、当事者から、より多くの意見をあつめ、計画策定がより充実していくと考える。</p> <p>（計画案 13 ページ）</p>
----------	--

【市の考え方】 今後の参考

本計画書は音声版を作成し、計画書の内容を音声で聞くことができるように作成します。また、わかりやすい版には、音声コード（Uni-Voice）を記載します。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

第3章 計画の基本理念等

1 基本理念（意見数 1件）

質問 2	民間において事業計画を作成するにあたって、定量目標が前提である。この計画では、定性目標となっている。基本理念のイメージが何を指すのか。どのような項目でアプローチしていくのか。 (計画案 17 ページ)
-----------------	---

【市の考え方】盛り込み済

数値化できない基本理念や基本目標についても、各取り組みの実績により進捗状況を検証し、評価・改善を行ってまいります。

2 基本目標（意見数 4件）

質問 3	基本目標1 地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進で、相互理解の研修は用意されていますが、相互理解については、障がいの種類・程度について地域の人に対応することや支援することが難しい。この難しさをどのように克服していったらよいのでしょうか。 (計画案 18 ページ)
-----------------	---

【市の考え方】盛り込み済

障がいに対する理解促進の取り組みとして、啓発・広報活動の推進をしております。また、地域の人に対応することや支援すること等が難しいケースは、障がい者相談支援センターが地域に出向いての相談対応も行ってまいります。

提案 3	基本目標3 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の更なる充実に、「自立支援の観点から、入所施設等からの地域生活への移行」についてサービス提供基盤の計画的な整備と書かれていますが、具体的に何を整備していくのか目標値の記載があるといいです。また、サービス提供の拠点づくりとありますが、どのような目標を掲げているのか記載や説明があるといいです。 (計画案 18 ページ)
提案 4	基本目標3 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の更なる充実に「一人ひとりの状況に応じた支援を身近な地域で受けられる」とありますが、施設計画において事業所設置数の言及はあるものの、地域における事業所数の偏りへの言及がありません。サービス提供基盤における地域偏在の問題を指摘し、解決策を模索することが重要です。 (計画案 18 ページ)

【市の考え方】 今後の参考

障害福祉サービス提供基盤の整備については、サービスの利用実績や事業者の参入状況を踏まえるとともにニーズを把握し、必要なサービスが提供されるよう体制の整備に努めてまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

質 問 4	基本目標3で「包括的な支援」、基本目標4で「重層的支援」という言葉（「包括的」はすべてをひっくるめているさま、「重層的」はいくつもの層にかさなっているさま）があるが、「横断的」（特定の枠組みにとらわれず、複数の分野にまたがっている）という意味も含まれるか。 (計画案 19 ページ)
----------------------	--

【市の考え方】 盛り込み済

障がい者計画の基本目標で使用している「包括的」、「重層的」には、多機関が連携する「横断的」という意味も含んでおります。

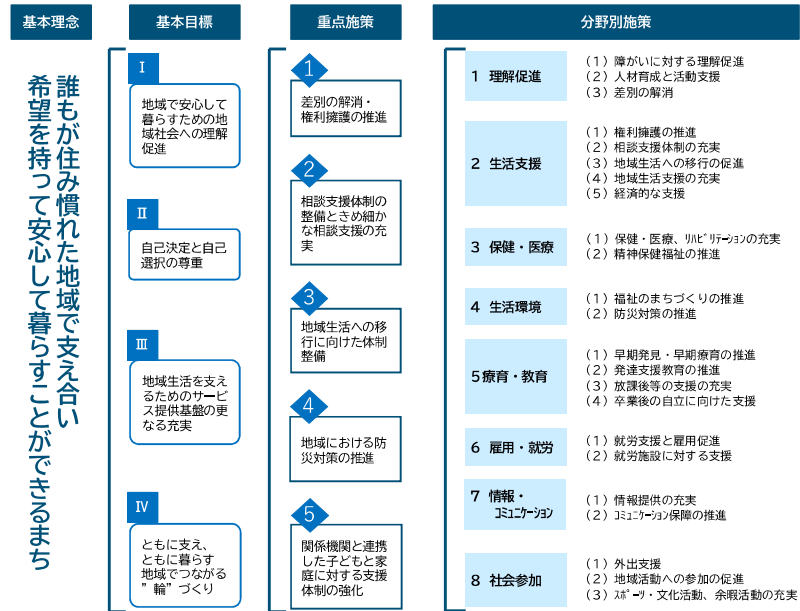
3 計画の体系（意見数 1件）

要 望 8	計画の体系 要望) 理念、基本目標、重点施策、分野別施策が単に箇条書きにされており、目標達成に向けた施策の関係性がわかりにくいです。表示方法に工夫が必要だと感じます。 例) 分野別施策をページ下部に移動させ、右側に色分けされた重点施策の番号を記載するなど。 (計画案 20 ページ)
----------------------	--

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、計画の体系図を修正します。

《修正内容》計画案 20 ページ 3 計画の体系（修正後計画案 20 ページ）
（修正前）



(修正後)

